

○三好市における特定随意契約の公表に関する要綱

平成28年3月31日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三好市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約(以下「特定随意契約」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 特定随意契約の対象となる契約は、三好市契約規則(平成18年三好市規則第46号)第42条で定める額を超えるものとする。

(名簿の作成)

第3条 特定随意契約の対象となる事業者について、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課の長は、特定随意契約対象者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、対象となる物品又は提供できる役務(以下「物品等」という。)を明記しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務 環境福祉部長寿・障害福祉課
- (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務 環境福祉部長寿・障害福祉課
- (3) 母子・父子福祉団体から提供できる役務 環境福祉部子育て支援課
- (4) 市の認定を受けた者が新商品として生産する物品 産業観光部商工政策課

2 前項に定める課の長は、名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第4条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、次に掲げる事項を発注見通し一覧(様式第1号)に記載し、総務部管財課長(以下「管財課長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 所管課名
- (2) 物品又は役務の名称
- (3) 数量又は概要

(4) 契約予定時期

2 管財課長は、毎年、2月1日及び8月1日を目途に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、前項の発注見通し一覧により、公衆の閲覧に供しなければならない。

3 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

(1) 総務部管財課の窓口において閲覧に供する方法

(2) 三好市のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(契約締結前の公表)

第5条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う5日前までに、前条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を特定随意契約案件表(様式第2号)により公衆の閲覧に供するものとする。

(1) 物品又は役務の名称

(2) 仕様内容

(3) 履行期間

(4) 契約締結予定日

(5) 契約相手方の決定方法又は選定基準

(6) 申請方法

(7) 所管課名

2 前項の規定は、発注する年度の途中において、新たに調達する物品等として追加された案件も併せて行うものとする。

3 第1項に規定する公衆の閲覧は、総務部管財課の窓口において閲覧に供する方法にて行うものとする。

(契約締結状況の公表)

第6条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表(様式第3号)により公衆の閲覧に供するものとする。

(1) 物品又は役務の名称

(2) 仕様内容

(3) 履行期間

(4) 契約締結日

(5) 契約相手方の名称及び所在地

- (6) 契約金額
- (7) 契約相手方の決定理由
- (8) 所管課名

2 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

- (1) 総務部管財課の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 三好市のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法  
(公表する期間)

第7条 第4条から第6条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。



様式第2号（第5条関係）

特定随意契約案件表

公表事項	内容
物品又は役務の名称	
仕様内容	
履行期間	
契約締結予定日	
契約相手方の決定方法 又は選定基準	
申請方法	
所管課名	
備考	

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公表事項	内容
物品又は役務の名称	
仕様内容	
履行期間	
契約締結日	
契約相手方の名称 及び所在地	
契約金額	
契約相手方の決定理由	
所管課名	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)